



三重県公報

令和2年3月3日 (火)

第 85 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
123	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
124	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	2
125	三重県準過疎地域自立促進要綱の一部を改正する告示	(南部地域活性化推進課)	2
126	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
127	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	(ものづくり・イノベーション課)	3
128	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	4
公 告			
	令和2年度前期技能検定の実施	(雇用対策課)	4
	令和2年度技能検定(随時実施)の実施	(同)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	8
	同件	(同)	8
	入札参加資格審査申請の提出期間	(建設業課)	8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	8
	同件	(同)	9
	令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築開発課)	9
	開発行為に関する工事の完了	(同)	10

告 示

三重県告示第 123 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。
令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
医療法人 尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	寺尾 心 一	音声言語機能障害 肢体不自由
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	佐藤 慎太郎	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	竹内 俊文	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

三重県告示第 124 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。
令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
伊賀町診療所	桑名市伊賀町 55-2	鬼頭 清史

三重県告示第 125 号

三重県準過疎地域自立促進要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。
令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県準過疎地域自立促進要綱の一部を改正する告示
三重県準過疎地域自立促進要綱（平成 28 年三重県告示第 487 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和 3 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 3・4 (略)	附 則 1 (略) (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>平成 32 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 3・4 (略)

附 則
この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 126 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。
令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 保安林予定森林の所在場所
いなべ市大安町石樽北字京垣内 975 の 1、976

- 2 保安林指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 127 号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成 30 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																
<p>1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円) /時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ビデオマイクロスコープ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>低速回転・低速送り切断機</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>V型混合機（大）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>比重測定装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>オートクレーブ</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>X線CTシステム</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">8,770</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円) /時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高出力型 X 線回折装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料</p>	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間	(略)	(略)	(略)	ビデオマイクロスコープ	(略)	(略)	低速回転・低速送り切断機	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	V型混合機（大）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	比重測定装置	(略)	(略)	オートクレーブ	370	40	X線CTシステム	370	8,770	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間	(略)	(略)	(略)	高出力型 X 線回折装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円) /時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ビデオマイクロスコープ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>乾燥機</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>低速回転・低速送り切断機</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>電子天びん</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>電気炉</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>V型混合機（大）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>自動溶出試験機</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>比重測定装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円) /時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高出力型 X 線回折装置</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高温雰囲気炉</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">1,410</td> </tr> <tr> <td>熱画像測定装置</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 工業研究所窯業研究室伊賀分室の設備等の使用料</p>	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間	(略)	(略)	(略)	ビデオマイクロスコープ	(略)	(略)	乾燥機	370	20	低速回転・低速送り切断機	(略)	(略)	電子天びん	370	50	電気炉	370	110	(略)	(略)	(略)	V型混合機（大）	(略)	(略)	自動溶出試験機	370	500	(略)	(略)	(略)	比重測定装置	(略)	(略)	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間	(略)	(略)	(略)	高出力型 X 線回折装置	(略)	(略)	高温雰囲気炉	370	1,410	熱画像測定装置	370	80	(略)	(略)	(略)
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
ビデオマイクロスコープ	(略)	(略)																																																																																															
低速回転・低速送り切断機	(略)	(略)																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
V型混合機（大）	(略)	(略)																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
比重測定装置	(略)	(略)																																																																																															
オートクレーブ	370	40																																																																																															
X線CTシステム	370	8,770																																																																																															
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
高出力型 X 線回折装置	(略)	(略)																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
ビデオマイクロスコープ	(略)	(略)																																																																																															
乾燥機	370	20																																																																																															
低速回転・低速送り切断機	(略)	(略)																																																																																															
電子天びん	370	50																																																																																															
電気炉	370	110																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
V型混合機（大）	(略)	(略)																																																																																															
自動溶出試験機	370	500																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
比重測定装置	(略)	(略)																																																																																															
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
高出力型 X 線回折装置	(略)	(略)																																																																																															
高温雰囲気炉	370	1,410																																																																																															
熱画像測定装置	370	80																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															

設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円) /時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
強度試験機	(略)	(略)	強度試験機	(略)	(略)
熱画像測定装置	370	80			
備考 (略)			備考 (略)		

三重県告示第 128 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
朝日町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画下水道事業
流域関連朝日町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和 61 年 4 月 22 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

昭和 61 年三重県告示第 218 号、平成元年三重県告示第 594 号、平成 6 年三重県告示第 555 号、平成 12 年三重県告示第 225 号、平成 14 年三重県告示第 542 号、平成 18 年三重県告示第 261 号、平成 21 年三重県告示第 186 号及び平成 27 年三重県告示第 230 号の事業地を削除し、大字小向字神田、字北二丁目、字北里下、字南里下、字長須賀、字七反田、字名谷、字十佐、字北條、字表山、字山畑、字御田、字白部子及び字長割、大字縄生字芝溝、字城山、字五福田、字里東、字赤見田、字八年物、字中谷、字南谷、字天神山、字八反川原、字南板橋、字北板橋、字新起、字大島川原、字小向新貝、字三面前、字円場、字折戸、字立割及び字橋元、大字柿字元田、字曾山、字山王谷、字山田、字城ノ広、字狐谷、字曾右エ門谷、字根田、字柳、字北柿新田、字南柿新田、字東廻り、字巳丑起、字茶ヶ上、字横狭、字堤外、字三之坪、字西広、字熊之田、字西大谷、字梅ヶ丘及び字追來谷並びに大字埋縄字宮ノ上、字入ヶ谷、字植松、字辻子、字里中、字北谷、字川原、白梅の丘西一丁目、白梅の丘西二丁目、白梅の丘東一丁目、白梅の丘東二丁目、向陽台一丁目、向陽台二丁目及び向陽台三丁目を加える。

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 等級区分
1 級、2 級、3 級及び単一等級（前期実施）
- 2 技能検定の実施職種、実施期日及び実施場所
別表のとおり
- 3 技能検定試験の方法
学科試験及び実技試験

4 受検手数料

知事が定めた額

5 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 手数料

エ 本人確認書類

(2) 受付場所

津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階

三重県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和2年4月6日(月)から同月17日(金)まで(土曜日及び日曜日は除きます。)受付を行います。

また、郵送による場合は、令和2年4月10日(金)の消印のものまで受け付けます。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除きます。)であっても受け付けます。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 その他

(1) 本公告に関する問合せ先は、次のとおりです。

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

(2) 実技試験の日程は、令和2年6月1日(月)以後、三重県職業能力開発協会から別途通知します。

(3) 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
3級 園芸装飾(室内園芸装飾)、造園(造園工事)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ)、工場板金(曲げ板金)、仕上げ(機械組立仕上げ)、電子機器組立て及びフラワー装飾	令和2年 7月12日(日)	令和2年6月8日(月)から同年8月9日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対して別途通知する場所
3級(学科試験のみ) 機械検査、建築大工(大工工事)			
(1) 1級及び2級 造園(造園工事)、金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理)、金属プレス加工(金属プレス)、産業車両整備、プラスチック成形(圧縮成形及び射出成形)、とび、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)及び塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装)	令和2年 8月23日(日)	令和2年6月8日(月)から同年9月13日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	
(2) 3級 金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理)			
(3) 単一等級 産業洗浄(高压洗浄)			

<p>1 級及び 2 級 機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタ）、鉄工（構造物鉄工）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、ダイカスト（コールドチャンパダイカスト）、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、左官及び内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事）</p>	<p>令和 2 年 8 月 30 日（日）</p>		
<p>(1) 1 級及び 2 級 園芸装飾（室内園芸装飾）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（曲げ板金）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削）、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立て）、石材施工（石張り）、タイル張り、表装（壁装）及びフラワー装飾</p> <p>(2) 単一等級 塗料調色（調色）</p>	<p>令和 2 年 9 月 6 日（日）</p>		

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 等級区分

随時に実施する 3 級及び基礎級

2 技能検定試験の実施職種、実施期日及び実施場所

別表のとおり

3 技能検定試験の方法

学科試験及び実技試験

4 受検手数料

知事が定めた額

5 受検申請の手続

(1) 提出書類等

技能検定受検申請書

(2) 受付場所

津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階

三重県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随時受け付けます。ただし、三重県職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けません。

(4) 受検申請に関する注意

技能検定受検申請書の用紙は、三重県職業能力開発協会で作成します。

6 その他

(1) 本公告に関する問合せ先は、次のとおりです。

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

(2) 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
(1) 随時 3 級 さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請

<p> 鋳物鋳造)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ)、金属プレス加工(金属プレス)、鉄工(構造物鉄工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、工場板金(機械板金)、めっき(電気めっき及び溶融亜鉛めっき)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作)、プリント配線板製造(プリント配線板設計及びプリント配線板製造)、冷凍空調和機器施工、染色(織物・ニット浸染)、ニット製品製造(靴下製造)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製)、紳士服製造(紳士既製服製造)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造)、印刷(オフセット印刷)、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形及びブロー成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石材加工及び石張り)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造)、建築大工(大工工事)、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管及びプラント配管)、型枠施工(型枠工事)、鉄筋施工(鉄筋組立て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)、防水施工(シーリング防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、表装(壁装)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装)及び工業包装 </p> <p>(2) 基礎級</p> <p> さく井(パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ)、金属プレス加工(金属プレス)、鉄工(構造物鉄工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、工場板金(機械板金)、めっき(電気めっき及び溶融亜鉛めっき)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作)、プリント配線板製造(プリント配線板設計及びプリント配線板製造)、冷凍空調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染)、ニット製品製造(丸編みニット製造及び靴下製造)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製)、紳士服製造(紳士既製服製造)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造)、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造及び段ボール箱製造)、印刷(オフセット印刷)、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石材加工及び石張り)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造)、建築大工(大工工事)、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管(建築配管及びプラント配管)、型枠施工(型枠工事)、鉄筋施工(鉄筋組立て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)、防水施工(シーリング防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事)、表装(壁装)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装)及び工業包装 </p>	<p>し別途通知する日</p>	<p>し別途通知する日</p>	<p>者に対し別途通知する場所</p>
---	-----------------	-----------------	---------------------

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和元年 12 月 24 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

津市神戸地区、同市藤水地区、同市高茶屋地区、同市南が丘地区、同市津西地区、同市北立誠地区、同市南立誠地区及び同市養正地区

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 2 月 7 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（2 級基準点測量）

2 作業地域

松阪市辻原町

三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号）第 4 条第 4 項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者の受付期間及び場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみの受付とします。

年 月 日（曜日）	場 所
令和 2 年 4 月 1 日（水）から 令和 3 年 3 月 31 日（水）まで	〒514-0002 公益財団法人 三重県建設技術センター （津市島崎町 56 番地）

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの受付分・・・令和 2 年 8 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

令和 2 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの受付分・・・令和 2 年 11 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 1 月 4 日までの受付分・・・令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

令和 3 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日までの受付分・・・令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

また、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2 問合せ先

津市広明町 13 番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画地区計画

野町南部地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、志摩市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

志摩都市計画火葬場

第 1 号 志摩市営斎場「浜島やすらぎ苑」

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、令和 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせます。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和 2 年 7 月 5 日（日）午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで

イ 設計製図の試験

令和 2 年 9 月 13 日（日）午前 11 時から午後 4 時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和 2 年 7 月 12 日（日）午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで

イ 設計製図の試験

令和 2 年 10 月 11 日（日）午前 11 時から午後 4 時まで

2 試験場所

(1) 二級建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

(2) 木造建築士試験

津市栗真町屋町 1577 三重大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和 2 年 3 月 25 日（水）から同月 31 日（火）まで

イ 申込方法

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留めで郵送してください。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受付期間

令和 2 年 4 月 9 日（木）から同月 13 日（月）まで

イ 受付時間

午前 10 時から午後 5 時まで

ウ 受付場所

津市桜橋 2-142 三重県教育文化会館

(3) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成 16 年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

ア 受付期間

令和 2 年 4 月 13 日（月）から同月 20 日（月）まで

イ 受付時間

受付開始日の午前 10 時から受付終了日の午後 4 時まで

ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成 30 年又は令和元年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、平成 30 年又は令和元年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含みます。）の「学科の試験」の合格通知書、若しくは平成 30 年又は令和元年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で令和 2 年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを添付して行ってください。

5 合格者の発表及び合否の通知

令和 2 年 12 月 3 日（木）（予定）

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。

なお、二級建築士試験の学科の試験については令和 2 年 8 月 25 日（火）（予定）に、木造建築士試験の学科の試験については同年 9 月 8 日（火）（予定）に発表します。

6 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部等に掲示します。

7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和 2 年 6 月 10 日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表します。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 2 月 18 日	三重郡川越町大字南福崎字明治割 524 ほか 2 筆	四日市市城山町 1-38 株式会社アラキ開発 代表取締役 荒 木 良 樹
令和 2 年 2 月 18 日	三重郡朝日町大字縄生字折戸 1039-1	三重郡朝日町大字縄生 1711-15 ダッハ マジド
令和 2 年 2 月 19 日	員弁郡東員町大字北大社字建長 1546-2 ほか 1 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也
令和 2 年 2 月 21 日	伊賀市土橋字堂木 1505 ほか 3 筆及び字川久保 192-1 の一部ほか 1 筆ほか	伊賀市土橋 192-1 医療法人吉村クリニック 理事長 吉 村 明 文

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
